

起債について

左記のとおり起債するものとする

昭和三十五年三月十一日提出

三朝町長坂出雅己

記

一 起債金額 金参百拾万円

二 起債の目的 公有林野造林事業費に充当のため

三 借入先 農林漁業金融公庫

四 起債利率 年四分五厘以内

五 起債時期 昭和三十四年度 但し事業又は財政の都合により起債の全部又は一部を翌年度において繰越して借入れることができる

六 償還方法 昭和三十五年度より二十年以内据置き、尔後十年以内に毎年一回元利均等償還により償還するものとする

(公庫におき、別に定められたときはそれに従う)

七償還財源

但し財政の都合により繰上償還をし又は償還年限を短縮し
若しくは低利債に借換えることかである
稅收その他一般歳入

昭和三十五年三月十八日議決

三朝町議會議長加藤幸太郎



原案可決